

国民健康保険のお知らせ

70歳～74歳のかたへ 高齢受給者証を送付

国保年金課給付担当 ☎(866)2098

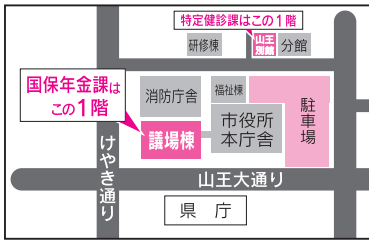
国民健康保険に加入している70歳～74歳のかたで、市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかたに、新しい受給者証を3月26日(火)に発送します。

今回お送りする受給者証は、4月1日(月)から7月31日(水)まで(7月31日以前に75歳になるかたは誕生日の前日まで)お使いいただくものです。8月以降に使う受給者証は、平成24年中の所得で改めて自己負担割合を判定し、7月下旬にお送りします。なお、自己負担割合は1割のままです(※)。

※70歳～74歳で一定以下の所得のかたは、自己負担割合の1割から2割への引き上げが凍結されています。凍結は来年3月まで延長されます。



高齢受給者証の見本はこちら



退職したかたの 国保税を軽減します

国保年金課賦課担当 ☎(866)2099

解雇や倒産などのため退職し、次の①～④をすべて満たすかたの国民健康保険(国保)税を軽減します。すでに申請したかたは改めて申請する必要はありません。

① 秋田市国保に加入している、または退職により加入する

② 退職日の翌日時点で65歳未満

③ 退職日が平成21年3月31日以降

④ 雇用保険受給資格者証が交付され、その離職理由が雇用保険法で定める「特定受給資格者」か「特定理由離職者」…雇用保険受給資格者証についてはハローワーク秋田へお問い合わせを。 ☎(864)4111

軽減内容▼ 退職日の翌日から翌年度の末日まで、「前年中の給与所得」の金額を本来の30%の額にして国保税額を計算します

申請者▼ 世帯主(家族の代理可)
必要なもの▼ 軽減対象者の雇用保険受給資格者証、同時に国保に加入するかたは加入していた健康保険の資格喪失証明書

受付窓口▼ 市役所議場棟1階の国保年金課(上地図参照)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所



国保の手続き忘れずに

次のようなときは14日以内に窓口へ届け出てください。遅れるとさかのぼって課税される場合や国民健康保険で給付した費用を返していただく場合があります。

届け出には印鑑が必要な場合がありますので、なるべくお持ちください。同じ世帯に国保の高齢受給者証をお持ちのかたがいるときは一緒にご提示ください。

必要なもの	
その他	加入
<ul style="list-style-type: none"> 住所、世帯主、氏名の変更…国保の被保険者証(全員分) 修学で市外に居住…修学者の被保険者証、在学証明書(申請と同年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 他の市区町村から転入…国保の被保険者証(全員分) 他の健康保険を脱退…加入していた健康保険の資格喪失証明書、国保の被保険者証(全員分)、各種医療費受給者証、厚生(共済)年金証書 出生…届け出者の被保険者証、世帯主の口座番号が分かるもの 他の市区町村へ転出…国保の被保険者証(全員分) 他の健康保険に加入…国保の被保険者証(全員分)、新しい健康保険の被保険者証(全員分)、各種医療費受給者証 死亡…国保の被保険者証(全員分)、葬儀を行ったかたの口座番号が分かるもの

届け出窓口
国保年金課(議場棟1階)、市民課(市役所1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所



国民年金の

学生納付特例制度

国民年金には、保険料を納めるのが難しい学生の支払いを猶予する「学生納付特例制度」があります。申請して承認を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されます。また、保険料は10年前までさかのぼって納めること(追納)ができ、追納した分は年金額に反映されます。

対象

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校など(夜間・定時制・通信課程を含む)に在籍する学生で、前年の所得が118万円以下のかた

*平成24年度に特例を承認されていて平成25年度も同じ学校に在籍するかたは、日本年金機構から申請書類(はがき)が届くので、窓口での手続きは不要です。

申請

必要なもの

①年金手帳 ②印鑑(本人が署名する場合は不要) ③平成25年4月1日以降に取得した学証明書または学生証

*退職して学生になったかたは離職票なども。

申請期間

平成24年4月分～25年3月分…4月30日(火)まで

平成25年4月分～26年3月分…4月1日(月)～来年4月30日(水)

申請窓口(受け付けは平日のみ)

国保年金課(議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

問い合わせ

国保年金課 ☎(866)2097
秋田年金事務所 ☎(865)2399



国民健康保険と後期高齢者医療 はり・きゅう・ マッサージの助成

秋田市国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者に、4月から使える「はり・きゅう・マッサージの受療券(1回につき800円を助成する券)」を交付します。申し込みは3月21日(木)からです。

国民健康保険

対象▼申請時に55歳～74歳で、国民健康保険税を完納しているかた

枚数▼20枚綴りを2冊まで

(1回の申請で1冊を交付)

申込▼国民健康保険被保険者証を持って国保年金課へ。☎(866)2098

後期高齢者医療

対象▼後期高齢者医療制度に加入しているかた

枚数▼12枚綴りを1冊(年度内に1回)

申込▼後期高齢者医療被保険者証を持って長寿福祉課へ。☎(866)2095

*申し込みは次の窓口でもできます▼北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

国保の人間ドック 特定健診課 ☎(866)8603

秋田市国民健康保険の「日帰り人間ドック」の申請を受け付けます。各医療機関の検査項目や自己負担額など詳しくは、下記の受付場所にあるチラシや特定健診課ホームページをご覧ください。

なお、人間ドックを受けたかたは、6月から始まる特定健康診査を受診できません。

対象▼秋田市国民健康保険の加入者で、次の①～③をすべて満たすかた(後期高齢者医療制度に加入しているかたは対象外)

- ①来年3月31日時点で35歳以上
- ②今年4月までの加入月数が通算12か月以上
- ③国民健康保険税を完納している



実施医療機関

- 市立秋田総合病院(川元)
- 秋田赤十字病院(上北手)
- 秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター(中通)
- 中通健康クリニック(南通)
- 秋田組合総合病院(飯島)
- 秋田県総合保健センター(千秋)
- 白根病院(旭北)

定員▼1千250人(抽選)
*申請したかた全員へ、5月上旬までに受診の可否をお知らせします。

受付場所▼4月9日(火)から15日(月)までの平日に、特定健診課(市役所山王別館1階。右上に地図)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター
*国民健康保険被保険者証をお持ちください。電話では受け付けません。

料金▼約1万1千円～1万6千円

*人間ドック受診料の3割+受診料の消費税相当額です。医療機関によつて検査項目が異なるため受診料も異なります。